

院外処方箋の表記について

当院では院外処方箋を「一般名処方」で発行しております。

一般名処方とは？

院外処方箋は、医薬品を商品名または一般名（有効成分の名称）で記載します。一般名で記載して交付する場合を『一般名処方』といいます。

〈院外処方箋への記載〉

【般】+「一般的名称」+「剤形」+「含量」

〈例〉

商品名処方	ロキソニン錠 60mg
↓	↓
一般名処方	【般】ロキソプロフェンナトリウム

一般名処方では薬を指定する「商品名」ではなく、有効成分の名称を表示する「一般名」で記載するため、先発医薬品でも後発医薬品（ジェネリック医薬品）でも調剤薬局にて患者様ご自身で選ぶことができ、今までと同じ薬を飲み続けることもできるので安心です。

ジェネリック医薬品とは？

これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で、厚生労働省の厳しい基準をクリアし、製造、販売が認可されたお薬です。